

海外株価指数に係る株価指数証拠金取引に関する制度要綱(案)

平成 22 年 5 月 24 日
株式会社東京金融取引所

I. 取引関連項目

項 目	内 容	備 考
<p>1. 海外株価指数に係る株価指数証拠金取引について</p> <p>(1) 総論</p> <p>(2) 原資産とする株価指数</p> <p>①FTSE100 インデックス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所は、海外の証券市場において取引される有価証券を元に算出される株価指数（以下「海外株価指数」という。）を原資産とする株価指数証拠金取引を上場する（以下、海外株価指数を原資産とする株価指数証拠金取引を「海外株価指数証拠金取引」という。）。 ・日経 225 証拠金取引において定める、限日取引・ロールオーバーの各制度については、海外株価指数証拠金取引についても同様の制度を設ける。 ・海外株価指数証拠金取引の原資産となる海外株価指数は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①FTSE100 インデックス ②TSEC 台湾 50 インデックス ③FTSE 新華チャイナ 25 インデックス ④DAX ・ロンドン証券取引所に上場する株式銘柄のうち、FTSE の時価総額及び流動性基準を満たした上位 100 銘柄で構成された株価指数である。 ・浮動株を対象とし、時価総額加重平均により算出される。 ・算出される株価指数には、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数と、影響を加味しない「配当なし」の指数があり、「配当なし」の指数を原資産とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの海外株価指数に係る株価指数証拠金取引の定義については、日経 225 証拠金取引の定義に準じる。 ・「限日取引」、「ロールオーバー」については、日経 225 証拠金取引の制度要綱を参照。 ・イギリスの FTSE 社が算出、公表する指数である。 ・「浮動株」とは、上場株式のうち、金庫株や親会社が保有する株式等の市場に流通する可能性が低いと考えられる株式を除いた、実際に市場に流通する可能性が高い

項目	内容	備考
②TSEC 台湾 50 インデックス	<ul style="list-style-type: none"> 台湾証券取引所に上場する株式銘柄のうち、時価総額の上位 50 銘柄で構成された株価指数である。 浮動株を対象とし、時価総額加重平均により算出される。 算出される株価指数には、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数と、影響を加味しない「配当なし」の指数があり、「配当なし」の指数を原資産とする。 	<p>と考えられる株式をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> イギリスの FTSE 社が算出、公表する指数である。
③FTSE 新華チャイナ 25 インデックス	<ul style="list-style-type: none"> 香港証券取引所に上場する株式銘柄のうち、時価総額及び流動性が最も高い中国株式 25 銘柄で構成された株価指数である。 構成銘柄は、レッドチップ（香港で法人登記された中国企業の株式）及び H 株（中国本土で法人登記された中国企業の株式）。 浮動株を対象とし、時価総額加重平均により算出される。 算出される株価指数は、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味しない「配当なし」の指数である。 	<ul style="list-style-type: none"> イギリスの FTSE 社が算出、公表する指数である。
④DAX	<ul style="list-style-type: none"> フランクフルト証券取引所に上場する株式銘柄のうち、時価総額の上位 30 銘柄で構成された株価指数である。 浮動株を対象とし、時価総額加重平均により算出される。 算出される株価指数は、構成銘柄に配当が生じた場合に、その配当が指数に与える影響を加味した「配当込み」の指数である。 	<ul style="list-style-type: none"> フランクフルト証券取引所を運営するドイツ取引所が算出、公表する指数である。
(3) 金利相当額	<ul style="list-style-type: none"> 海外株価指数証拠金取引に係る建玉について、ロールオーバーのために、建玉が決済された場合に予定される決済期日が繰り延べられることとなったときは、当該建玉には繰り延べられた日数に応じた利息が発生するものとする。この利息を「金利相当額」という。 取引時間帯終了時における売建玉の保有者には金利相当額分の正の差金が発生し、買建玉の保有者には金利相当額分の負の差金が発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> 金利相当額算出のために用いる利率は、日本銀行金融政策決定会合が決定する無担保コール翌日物誘導目標（平成 22 年 3 月 25 日現在、0.1%）とする。 金利相当額分の差金は毎取引日の終了後に発生し、本取引所によって取引証拠金と

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 配当相当額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利相当額は、海外株価指数の種類にかかわらず、一律に以下の式で算出し、小数点以下は切り捨てる。 建玉 1 枚当たりの金利相当額 = (清算価格×100) × (利率) × (日数÷365) ・ DAX を除く海外株価指数を構成する銘柄について配当金の支払いが見込まれる場合、その権利付最終日と同じ取引日の取引時間帯終了時における建玉の保有者には、予想される配当金の支払いが当該海外株価指数に与える理論上の影響値に相当する差金が発生する。この差金を「配当相当額」という。 ・ DAX については、配当金の支払いを含めて指数を算出しているため、配当金の支払いは指数の変動に影響を与えない。そのため、DAX を原資産とする株価指数証拠金取引については、配当相当額は発生しない。 ・ 権利付最終日と同一の取引日に係る取引終了時における売建玉の保有者には配当相当額分の負の差金が発生し、買建玉の保有者には配当相当額分の正の差金が発生する。 ・ 配当相当額の値は、権利付最終日と同一の取引日における取引終了後に本取引所が定める。 	<p>同様に管理され、決済時に金銭が授受される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「清算価格」については、Ⅱ. 清算関連項目のうち、2. (2)を参照。 ・ 計算式中の「100」の数字は、海外株価指数証拠金取引の取引単位に基づく（取引単位については、(7)①を参照。）。 ・ 海外株価指数に係る「権利付最終日」「配当落等の期日」の考え方は、日経 225 証拠金取引に係るそれぞれの考え方と同じだが、「権利付最終日」「配当落等の期日」のスケジュールは、海外株価指数の種類により異なる。 ・ 配当相当額分の差金は配当が見込まれる都度発生し、本取引所によって取引証拠金と同様に管理され、決済時に金銭が授受される。 ・ 配当相当額の値は、いずれも、FTSE 社が算出する数値を配当相当額の数値として使用するが、本取引所がその値を適当でないと認める場合その他の場合は、配当相当額の値は本取引所が別に定める。
<p>(5) 取引日等</p>		
<p>①市場運用時間</p>		

項目	内容	備考															
	<ul style="list-style-type: none"> 海外株価指数証拠金取引の市場運用時間は、海外株価指数の種類に応じて、次の表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="526 231 1547 539"> <thead> <tr> <th></th> <th>プレオープン時間帯</th> <th>付合せ時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FTSE100 インデックス</td> <td>AM8:00～AM8:30</td> <td>AM8:30～翌日のAM6:00 又は AM8:30～翌日のAM5:00(*)</td> </tr> <tr> <td>TSEC 台湾 50 インデックス</td> <td>AM9:30～AM10:00</td> <td>AM10:00～PM2:30</td> </tr> <tr> <td>FTSE 新華チャイナ 25 インデックス</td> <td>AM10:30～AM11:00</td> <td>AM11:00～PM5:00</td> </tr> <tr> <td>DAX</td> <td>AM8:00～AM8:30</td> <td>AM8:30～翌日のAM6:00 又は AM8:30～翌日のAM5:00(*)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 米国における夏時間適用時</p> <ul style="list-style-type: none"> 本取引所が必要と認める場合には、市場運用時間を臨時に変更することができる。 		プレオープン時間帯	付合せ時間帯	FTSE100 インデックス	AM8:00～AM8:30	AM8:30～翌日のAM6:00 又は AM8:30～翌日のAM5:00(*)	TSEC 台湾 50 インデックス	AM9:30～AM10:00	AM10:00～PM2:30	FTSE 新華チャイナ 25 インデックス	AM10:30～AM11:00	AM11:00～PM5:00	DAX	AM8:00～AM8:30	AM8:30～翌日のAM6:00 又は AM8:30～翌日のAM5:00(*)	<ul style="list-style-type: none"> プレオープン時間帯とは、呼び値を受け付けるが、付合せを行わない時間帯をいう。 付合せ時間帯とは、呼び値を受け付け、かつ、付合せを行う時間帯をいう。
	プレオープン時間帯	付合せ時間帯															
FTSE100 インデックス	AM8:00～AM8:30	AM8:30～翌日のAM6:00 又は AM8:30～翌日のAM5:00(*)															
TSEC 台湾 50 インデックス	AM9:30～AM10:00	AM10:00～PM2:30															
FTSE 新華チャイナ 25 インデックス	AM10:30～AM11:00	AM11:00～PM5:00															
DAX	AM8:00～AM8:30	AM8:30～翌日のAM6:00 又は AM8:30～翌日のAM5:00(*)															
②取引日	<ul style="list-style-type: none"> 取引日は、1つのプレオープン時間帯及びこれに続く付合せ時間帯を組み合わせた時間帯をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引日は、海外株価指数の種類によって異なる。 															
③休業日	<ul style="list-style-type: none"> 海外株価指数証拠金取引においては、海外株価指数の種類に応じて、次に掲げる日を休業日とする。 <ul style="list-style-type: none"> a. 土曜日及び日曜日 b. 海外株価指数を構成する銘柄が取引される取引所の休業日 	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。 															
(6) 取引の成立方法	<ul style="list-style-type: none"> マーケットメイク方式とする。 呼び値の順位は、価格優先・時間優先の原則に従う。 	<ul style="list-style-type: none"> 日経 225 証拠金取引と同様の成立方法。 取引制度の詳細については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。 															
(7) 取引単位及び呼び値 ①取引単位	<ul style="list-style-type: none"> 取引単位及び呼び値に係る事項については、海外株価指数証拠金取引の種類にかかわらず、同一の基準を採用する。 取引単位は、海外株価指数証拠金取引の種類に応じて、それぞれの海外株価指数の数値 	<ul style="list-style-type: none"> 取引単位及び呼び値に係る事項は、原則として日経 225 証拠金取引と同一とする。 海外株価指数証拠金取引は、海外株価指数 															

項目	内容	備考
<p>②呼び値</p> <p>③呼び値の最小変動幅</p>	<p>に 100 円を乗じて得た数値を一単位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 呼び値の種類は、指値呼び値及び成行呼び値とする。 呼び値の単位は、1 ポイント単位とする。 	<p>の構成銘柄を取引する通貨の種類にかかわらず、円建てとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 呼び値の種類の詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。
<p>(8) 取引の制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> 呼び値の最小変動幅は、1 ポイントとする。 <p>・ 価格の誤発注防止等の観点から、次に掲げる注文及び取引の制限制度を設ける。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①注文受付可能値幅（ダイナミック・プライス・リミット、DPL） ②注文の数量制限 ③MM（マーケットメイカー）プライスリミット（MMPL） ④制限値幅 <ul style="list-style-type: none"> TSEC 台湾 50 インデックスを原資産とする海外株価指数証拠金取引については、1 日の価格の変動幅を基準価格から上下一定範囲に制限する、制限値幅を導入する。 制限値幅は、次の表に掲げるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 最小変動幅に基づく最小の収益変動値は、1 ポイント×100 円=100 円となる。 <p>・ 制限値幅以外の制度についての詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> TSEC 台湾 50 インデックス以外の海外株価指数を原資産とする海外株価指数証拠金取引については、制限値幅を導入しない。これは、これらの指数の構成銘柄に係る取引については制限値幅の制度がなく、制度上、これらの指数自体が制限なく変動する仕組みであり、制限値幅を導入すると、原資産との価格の乖離が生じる要因となることによる。 基準価格は、前取引日の清算価格とする。 TSEC 台湾 50 インデックスを構成する銘柄に係る取引について、1 日の価格変動を上

項目	内容		備考
	基準価格の範囲	制限値幅の範囲	<p>下7%に制限する制度があることから、株価指数証拠金取引についても価格変動を7%程度に制限する制度とする。</p>
	2,500ポイント未満	上下175ポイント	
	2,500ポイント以上 5,000ポイント未満	上下350ポイント	
	5,000ポイント以上 7,500ポイント未満	上下525ポイント	
	7,500ポイント以上 10,000ポイント未満	上下700ポイント	
	10,000ポイント以上 12,500ポイント未満	上下875ポイント	
	12,500ポイント以上 17,500ポイント未満	上下1,225ポイント	
	17,500ポイント以上 22,500ポイント未満	上下1,575ポイント	
	22,500ポイント以上 27,500ポイント未満	上下1,925ポイント	
	27,500ポイント以上 32,500ポイント未満	上下2,275ポイント	
	32,500ポイント以上	上下2,625ポイント	
<p>2. その他</p> <p>(1) 注文に付加できる条件</p> <p>(2) ギブアップ及びブロック取引</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外株価指数証拠金取引に係る注文には、日経225証拠金取引と同様の条件を付加することができる。 海外株価指数証拠金取引については、ギブアップを行うことができない。 海外株価指数証拠金取引については、ブロック取引を行うことができない。 		<ul style="list-style-type: none"> 条件の詳細は、「株価指数証拠金取引における付合せの方式等について」を参照。 いずれも、日経225証拠金取引と同様の措置。 ギブアップ及びブロック取引の内容については、日経225証拠金取引に係る制度要綱を参照。

II. 清算関連項目

項 目	内 容	備 考
<p>1. 建玉等</p> <p>(1) 建玉の保有及び決済の方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者（自己取引分）及び顧客の建玉保有及びその解消方法として、次のいずれかの方法を定める。 ①先入先出法 ②指定決済法 	<ul style="list-style-type: none"> ・建玉の保有及び解消方法は、日経 225 証拠金取引における方法と同一。 ・先入先出法及び指定決済法については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。
<p>2. 建玉の保有</p> <p>(1) 建玉の保有に伴う差金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建玉を保有することにより、一取引日の終了後において、次に掲げる株価指数差金が発生する。 ①金利相当額 ②配当相当額 ③引直株価指数差金 ④更新株価指数差金 ・建玉の保有により生じる株価指数差金を、未決済株価指数差金と総称する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建玉について発生する差金は、原則として日経 225 証拠金取引に係るものと同様。 ・①の金利相当額の詳細については、I. 取引関連項目のうち、1. (3)を、②の配当相当額の詳細については、同じく(4)を参照。 ・DAX を原資産とする株価指数証拠金取引については、建玉に係る配当相当額は発生しない。
<p>(2) 清算価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本取引所は、海外株価指数証拠金取引に係る建玉について、清算価格を定める。 ・清算価格は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、毎取引日の付合せ時間帯終了前の時間帯における取引価格を元に、本取引所が算出する価格とする。 	
<p>(3) 引直株価指数差金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引直株価指数差金とは、新たに成立した取引により発生した建玉について、ロールオーバー時に、その約定価格と、その成立した取引日の清算価格を比較して算出した額をいう。 	
<p>(4) 更新株価指数差金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・更新株価指数差金とは、ロールオーバーにより発生した建玉について、新たなロールオ 	

項 目	内 容	備 考
<p>3. 建玉の決済</p> <p>(1) 概要</p> <p>(2) 株価指数差金</p> <p>(3) 解消株価指数差金</p>	<p>オーバー時に、差金を算出する取引日の清算価格と前取引日の清算価格とを比較して算出した額をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数証拠金取引に係る本取引所と清算参加者間の決済は、建玉の決済によって生じる差金を決済する方法（差金決済）による。 ・ 海外株価指数証拠金取引において差金決済の対象となる金銭を株価指数差金という。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建玉の決済により確定する株価指数差金（決済株価指数差金という。以下同じ。）は、次に掲げる損益の合計額とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①金利相当額の累計額 ②配当相当額の累計額 ③引直株価指数差金 ④更新株価指数差金の累計額 ⑤解消株価指数差金 ・ 決済株価指数差金は、利益であれば取引証拠金に加え、損失であれば取引証拠金からその額を差し引く。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建玉を解消することにより、解消した建玉及びこれに係る反対売買の価格の差に基づく確定した損益が算出される。 ・ 先入先出法では、転売又は買戻しに係る約定価格と、次に掲げる価格を比較して算出した額をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①転売又は買戻しによって減ることとなる建玉が、転売又は買戻しが行われた取引日と同じ取引日に行われた取引により発生している場合は、その建玉に係る約定価格 ②転売又は買戻しによって減ることとなる建玉が、ロールオーバーにより発生している場合は、転売又は買戻しが行われた取引日の前取引日の清算価格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 決済方法は日経 225 証拠金取引と同一の方法とし、建玉に基づく債務を履行する、いわゆる受渡決済は行わない。 ・ DAX を原資産とする株価指数証拠金取引については、配当相当額の累計額は生じない。 ・ 追加及び差引は、決済した建玉に係る決済日の午前 10 時 00 分までに行う。 ・ 解消株価指数差金の考え方は、日経 225 証拠金取引に係るものと同様。

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定決済法では、次に掲げる価格差から算出した額をいう。 ①解消する売建玉と買建玉の双方が、指定決済法に係る申告が行われた取引日と同じ取引日における取引により発生している場合は、売建玉に係る取引の約定価格及び買建玉に係る取引の約定価格の差 ②解消する売建玉と買建玉の一方が、指定決済法に係る申告が行われた取引日と同じ取引日における取引により発生し、他方がロールオーバーにより発生している場合は、前者に係る取引の約定価格と、後者に係る当該申告が行われた取引日の前取引日の清算価格の差 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解消する売建玉と買建玉の双方がロールオーバーにより発生している場合は、解消株価指数差金は零となる。
4. 取引証拠金		
(1) 取引証拠金の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金は、取引参加者及び顧客が、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、これに係る債務の履行を担保することを目的として本取引所に預託するものである。 ・ 取引証拠金の預託義務がある者は、一取引日の取引時間終了時に建玉を有する取引参加者及び顧客である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金についての考え方は、日経 225 証拠金取引に係る考え方と同様である。
(2) 証拠金基準額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外株価指数証拠金取引に関し、証拠金所要額（(3) 参照）の算出の根拠となる証拠金基準額の算出は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、次の方法による。 ①算出日が属する週の、過去 4 週間における連続した 2 取引日の清算価格の変動値を求める。 ②①で求めた変動値を、その小さいものから順に並べた序列について、次の計算式により得られる数値のうち最小の自然数を M とし、M 番目の数値を得る。 $M \geq (\text{序列を構成する数値の個数}) \times 0.99$ ③算出日が属する週の、過去 24 週間における連続した 2 取引日の清算価格の変動値を求める。 ④③で求めた変動値を、その小さいものから順に並べた序列について、次の計算式により得られる数値のうち最小の自然数を N とし、N 番目の数値を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証拠金基準額についての考え方は、日経 225 証拠金取引に係る考え方と同様である。

項 目	内 容	備 考
(3) 証拠金所要額	<p>$N \geq (\text{序列を構成する数値の個数}) \times 0.99$</p> <p>⑤②及び④で得られた 2 つの数値のうち、大きい方の数値について、これを 30 の倍数に切り上げて 100 倍した値を、証拠金基準額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、毎週の第一取引日を算出日として、翌週の取引日に適用される証拠金基準額を算出し、公表する。 証拠金所要額（必要な取引証拠金の額をいう。）は、海外株価指数証拠金取引の種類ごとに、次の計算式により求められる。 $\text{証拠金所要額} = \text{建玉 1 枚当たりの証拠金基準額} \\ \times \text{建玉数量 (売建玉と買建玉の数量差)} \\ - \text{株価指数差金}$ 証拠金所要額及び実際の預託額を計算する場合は、取引参加者又は顧客が本取引所の他の市場で行う市場デリバティブ取引の損益を考慮しない。ただし、日経 225 証拠金取引に係る損益は、証拠金所要額及び実際の預託額の算出に加味する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「100」の数字は、海外株価指数証拠金取引のそれぞれの取引単位に基づく（取引単位については、I. 取引関連項目のうち、1. (7)①を参照。）。 証拠金所要額についての考え方は、日経 225 証拠金取引についての考え方と同一である。
(4) 証拠金の預託	<ul style="list-style-type: none"> 海外株価指数証拠金取引を行う取引参加者及び顧客は、その有する建玉の数量及び差金に応じて算出される証拠金所要額以上の額の取引証拠金を本取引所に預託しなければならない。 取引証拠金は円通貨によってのみ預託することができ、他の通貨、有価証券又は預金契約に基づく債権により預託することはできない。 受託取引を行う取引参加者は、顧客が本取引所に取引証拠金を預託することに替えて、顧客から委託証拠金の預託を受けて、これと差し換えに自己の財産を本取引所に取引証拠金として預託すること（差換預託）ができない。 清算参加者と本取引所との間での金銭の授受は、本取引所が別に定める時限までに、本取引所が指定する金融機関に開設した預金口座を通じて行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引証拠金の預託については、日経 225 証拠金取引と同等の制度を設ける。制度の詳細等については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。
(5) 発注証拠金	<ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、顧客（特定投資家でない個人に限る。）に対し、海外株価指数証 	<ul style="list-style-type: none"> 発注証拠金の預託については、日経 225 証

項 目	内 容	備 考
<p>5. 取引証拠金の返還</p> <p>(1) 返還請求権</p> <p>(2) 取引証拠金の出金</p> <p>6. ロスカット</p> <p>(1) ロスカットの体制整備</p>	<p>証拠金取引の委託に先立ち、委託された海外株価指数証拠金取引が成立した場合に債務の履行の担保となる金銭（発注証拠金）を預託させなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引参加者は、発注証拠金として預託された金銭を、取引証拠金として本取引所に預託しなければならない。 取引参加者及び顧客は、預託した取引証拠金及び株価指数差金の合計額について、本取引所に対して返還請求権を有する。 取引参加者及び顧客は、海外株価指数証拠金取引に係る取引証拠金として預託する金銭を、本取引所から引き出すことができる。 出金が可能な額は、次の計算式によって算出される額とする。 出金可能額＝取引証拠金として預託する金銭の額 －建玉1枚に対し必要な取引証拠金額×売建玉と買建玉の数量差 －株価指数差金がマイナス（損失）のときのその絶対額 取引参加者は、海外株価指数証拠金取引について、ロスカットを行うための管理体制を整備するものとする。 ロスカットを行うための条件や、ロスカットにより建玉が決済される場合の、決済される建玉の範囲等は、取引参加者が定めるところによる。 	<p>証拠金取引と同等の制度を設ける。制度の詳細等については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> 返還請求権を有していても、建玉を有している場合等、請求権を行使できない場合がある。 出金の要領については、日経 225 証拠金取引と同様である。 株価指数差金がプラス（利益）のときは、その額は出金可能額の算出に影響しない。 ロスカット及びロスカットを行うための体制整備の詳細については、日経 225 証拠金取引に係る制度要綱を参照。

以 上

「日経平均株価」は株式会社日本経済新聞社(以下「日本経済新聞社」という)によって独自に開発された手法によって算出された著作物であり、日本経済新聞社は「日経平均株価」自体及び「日経平均株価」を算出する手法に対して、著作権、知的財産権、その他一切の権利を有しています。「日経平均株価」を対象とする株価指数証拠金取引(以下「本件証拠金取引」という)に関するすべての事業、取引規制および実施は、専ら株式会社東京金融取引所(以下「金融取」という)およびその参加者の責任であり、それらについて日本経済新聞社は一切の義務ないし責任を負うものではありません。本件証拠金取引市場を運営するに当たり本件証拠金取引に必要となる「日経平均株価」採用銘柄の配当落ち分は、金融取の責任の下、算出及び公表しています。

日本経済新聞社は「日経平均株価」の採用銘柄、算出方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負うものではありません。

“FTSE®”はロンドン証券取引所(London Stock Exchange Plc)及びフィナンシャル・タイムズ社(The Financial Times Limited)の商標であり、ライセンス契約に基いてFTSE International Limited (FTSE)が使用しています。“FTSE100”は、FTSEの商標であり、そのあらゆる権利はFTSEに帰属します。FTSEはこの商品の支援、推奨、販売促進を行いません。またその運営、取引やその結果に一切関与するものではなく、いかなる責任も負いません。

“FTSE®”はロンドン証券取引所(London Stock Exchange Plc)及びフィナンシャル・タイムズ社(The Financial Times Limited)、“TSEC”は台湾証券取引所(the Taiwan Stock Exchange Corporation)それぞれの商標であり、ライセンス契約に基いてFTSE International Limited (FTSE)が使用しています。TSEC台湾50指数はFTSEにより算出されています。FTSEはこの商品の支援、推奨、販売促進を行いません。また、その運営、取引やその結果に一切関与するものではなく、いかなる責任も負いません。この指数に関する全ての知的財産権、ならびに指数値・構成銘柄情報はFTSEとTSECに帰属します。

FTSE 新華チャイナ25指数はFTSE新華index Limited(FXI)により、またはFXIの代理として算出されます。FTSEはこの商品の支援、推奨、販売促進を行わず、一切の責任を負いません。この指数に関する全ての知的財産権、ならびに指数値・構成銘柄情報はFXIに帰属します。“FTSE®”はロンドン証券取引所(London Stock Exchange Plc)及びフィナンシャル・タイムズ社(The Financial Times Limited)の商標です。“Xinhua”及び“新華”は新華ファイナンスリミテッド(Xinhua Finance Limited)の商標で、ライセンス契約に基づいてFXIが使用しています。

DAX®はドイツ取引所の登録商標です。

この金融商品は、ドイツ取引所により保証、推奨、販売等いかなる形においてもサポートされているものではありません。ドイツ取引所は、この金融商品でのインデックス利用に伴う結果及びインデックストレードマークの利用、ある時点でのインデックスの価格等いかなる点においても、明示的及び黙示的な保証及び代理権を与えているものではありません。インデックスはドイツ取引所で計算し公表しています。しかし、適用可能な限りの制定法下において、ドイツ取引所は第三者に対しインデックスの誤謬について責任を負いません。さらに、インデックスの誤謬の可能性を指摘する義務を、投資家を含む第三者に対して一切負いません。

ドイツ取引所によるインデックスの公表及びこの金融商品へのインデックスとインデックストレードマークの利用を認めたことによって、ドイツ取引所としてこの金融商品への投資を推奨し、またはこの投資の魅力について意見を表明するもしくは保証するものでは一切ありません。

ドイツ取引所はインデックス及びインデックストレードマークの唯一の権利所有者として、東京金融取引所に対してこの金融商品に関連してインデックスとインデックストレードマークを利用及び参照することを認めたものです。

※東京金融取引所は、現在各ライセンサーと契約締結に向けて手続き中です。